

令和 6 年度  
第 9 回石巻市農業委員会定例総会会議録  
令 和 6 年 1 2 月 2 4 日

石 巷 市 農 業 委 員 会

## 第9回石巻市農業委員会定例総会会議録

日 時 令和6年12月24日 午後1時30分～

場 所 石巻市河北総合支所 3階 会議室

議 事 開 会

挨 捶

日程第 1 議事録署名委員の指名

日程第 2 報告第 1号 使用貸借の解約による通知について

報告第 2号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第 3号 農地法第5条の許可申請の取下げについて

報告第 4号 農地法第5条の農地転用事業遂行中止について

報告第 5号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について

報告第 6号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

日程第 3 議案第 1号 非農地証明交付申請の承認について

日程第 4 議案第 2号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第 5 議案第 3号 農地転用事業計画変更承認申請に対する意見について

日程第 6 議案第 4号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について

日程第 7 議案第 5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

日程第 8 議案第 6号 旧農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

日程第 9 議案第 7号 農地利用状況調査に伴う農地・非農地の判断について

閉 会

出席委員 (19名)

1番	松	川	一	生	委員	2番	今	野	真	理	委員
3番	前	野	利	春	委員	4番	齋	藤	忠	直	委員
5番	後	藤	嘉	伸	委員	6番	近	藤		茂	委員
7番	石	川	雅	洋	委員	8番	細	川	淑	子	委員
9番	高	橋	生	一	委員	10番	佐々木			洋	委員
11番	伏	見	さと	子	委員	12番	岡	田	正	男	委員
13番	高	瀬	禎	司	委員	14番	佐々木	文	彥	委員	
15番	高	橋	善	宏	委員	16番	高	橋	由	佳	委員
17番	遠	藤	章	一	委員	18番	武	山		勝	委員
19番	高	橋	千代	恵	委員						

出席農地利用最適化推進委員 (18名)

20番	山	田	信	悦	委員	21番	木	村	和	広	委員
22番	保	原	政	美	委員	23番	渥	美	浩	晃	委員
24番	武	山	礼	二	委員	25番	佐々木			繁	委員
26番	首	藤	勝	博	委員	27番	山	口	修	一	委員
29番	佐々木	勝	行		委員	30番	安	部	秀	逸	委員
31番	渡	邊	孝	彦	委員	32番	伊	藤		功	委員
33番	中	村	和	徳	委員	34番	山	田	茂	樹	委員
35番	遠	藤	雅	宏	委員	36番	西	條	健	一	委員
38番	西	條		勲	委員	39番	阿	部	正	展	委員

欠席農地利用最適化推進委員 (2名)

28番	佐	藤	和	隆	委員	37番	榎	田	有	司	委員
-----	---	---	---	---	----	-----	---	---	---	---	----

事務局職員出席

渋 谷 幸 伸	事 勿 局 長	三 浦 武 宏	事 勿 局 次 長
星 貴 幸	事 勿 局 長 補 佐 兼 農 地 係 長	佐 藤 友 人	主 査
本 田 亨	主 任 主 事	山 本 万 里	主 任 主 事
菅 井 泰 弘	主 任 主 事		

---

○渋谷幸伸事務局長 ただいまから令和6年度第9回石巻市農業委員会定例総会を開会いたします。

◎挨拶

○渋谷幸伸事務局長 総会開会に当たりまして、高橋会長から挨拶を申し上げます。

○高橋千代恵会長 一 挨 拶 一

○渋谷幸伸事務局長 次に、総会に入ります。総会の議長につきましては、石巻市農業委員会総会会議規則第7条第1項の規定によりまして会長が議長を務め、議事を進めていただきます。

それでは、高橋会長、よろしくお願ひいたします。

---

午後 1 時 36 分 開会

○議長（高橋千代恵会長） それでは、議長を務めさせていただきます。議事の進行へのご協力をお願いしたいと思います。

それでは、会議に入ります。ただいまの出席農業委員は19名、推進委員は18名であります。佐藤和隆推進委員、榎田有司推進委員から欠席の報告がありました。

それでは、お手元に配付しております議事日程に従い、進めてまいります。

---

#### ◎議事録署名委員の指名

○議長（高橋千代恵会長） 日程第1議事録署名委員の指名を行います。

石巻市農業委員会総会会議規則第21条第2項に規定する議事録署名委員であります、議長から指名をさせていただくことにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋千代恵会長） 異議なしの声がありますので、本日の議事録署名委員は議席番号11番伏見さと子委員、12番岡田正男委員にお願いいたします。

次に、委員の皆様においては、発言の際は挙手のうえ、農業委員の皆様は議席番号とお名前を、農地利用最適化推進委員の皆様は担当地区とお名前をおっしゃってから、ご起立のうえ、発言願います。

---

#### ◎報告第1号～報告第6号

○議長（高橋千代恵会長） それでは、報告事項に入ります。

日程第2報告第1号使用貸借の解約による通知についてから、報告第6号農地法第5条第1項第6号の規定による届出についてまでを一括して報告したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋千代恵会長） なしの声がございますので、一括して報告いたします。

事務局より報告願います。

○星貴幸事務局長補佐兼農地係長 はじめに、報告第1号使用貸借の解約による通知について、ご報告いたします。議案書の1ページをご覧ください。今月の受理件数は2件で解約の理由は中間管理事業による利用権設定のためでございます。

続きまして、報告第2号農地法第18条第6項の規定による通知についてご報告いたします。議案書は2ページから6ページをご覧ください。今月の受理件数は12件で、解約の理由は売買によるものが9件、中間管理事業による利用権設定によるものが2件、貸人の都合によるものが1件でございます。

続きまして、報告第3号農地法第5条の許可申請の取り下げについて、ご報告いたします。議案書は7ページです。本件は、令和6年11月8日に農地法第5条の申請がなされたものの、事業計画が廃止となったため、12月2日付けで取り下げ願いが提出されたものです。

続きまして、報告第4号農地法第5条の農地転用事業遂行中止について、ご報告いたします。議案書は8ページです。本件は、令和6年5月14日に農地法第5条の許可を得て、太陽光発電施設用地とする予定でしたが地盤調査の結果、軟弱地盤であることが判明し事業計画が中止となったため、12月11日付けで事業遂行中止の届出があったものです。

次に、報告第5号農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、ご報告いたします。議案書は9ページです。今月の受理件数は1件で貸家住宅敷地とするものでございます。

最後に、報告第6号農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、ご報告いたします。議案書は10ページから11ページです。今月の受理件数は4件で工業用作業敷地とするものが1件、資材置場とするものが1件、住宅敷地とするものが1件、太陽光発電施設用地とするものが1件でございます。

以上でございます。

○議長（高橋千代恵会長） 以上で報告第1号から報告第6号までを終了いたします。

---

○議案第1号

○議長（高橋千代恵会長） 次に、日程第3議案第1号非農地証明交付申請書の承認についてを議題といたします。

事務局から議案の内容について、説明願います。

○山本万里主任主事 それでは、ご説明いたします。

番号1、議案書の12ページ、並びに別添地図資料の1ページをご覧ください。

平成23年の東日本大震災で被災し、防災集団移転促進事業で石巻市が買い取った農地です。未曾有の天災地変の災害によるもので農地に復元するための物理的条件整備が著しく困難な土地です。

番号2、議案書の12ページ、地図資料は2ページになります。

当該地は、昭和60年頃から寺の駐車場として利用してきたものです。非農地となって20年以上が経過した土地です。

番号3、議案書の12ページ、地図資料は3ページになります。

相続人が遠方に住んでいるため耕作できず山林化したものです。農地に復元するための物理的条件整備が著しく困難な土地です。

番号4、議案書の13ページ、地図資料は4ページになります。

当該地は、平成10年9月1日に農地法第5条の許可を受け、そのとおりに転用した土地です。

以上でございます。

○議長（高橋千代恵会長） ただいまの事務局説明に関連いたしまして、農地調査委員会佐々木洋委員長から審査結果について、報告をお願いします。

○佐々木洋農地調査委員長 それでは、ご報告いたします。

12月16日に開催いたしました農地調査委員会におきまして、現地調査並びに書類審査などを行い、審議した結果、非農地証明判断基準及び非農地証明の範囲に合致しており、今後とも農地として利用される可能性はないことから、承認相当なものと判断いたしました。

以上で報告を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（高橋千代恵会長） ただいま事務局説明及び農地調査委員会委員長から報告がありましたが、本案についてご意見、ご質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋千代恵会長） なしの声がございますので、採決いたします。

本案について、願い出のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋千代恵会長） 異議なしと認め、本案4件について、証明書を交付することに決しました。

---

## ○議案第2号

○議長（高橋千代恵会長） 次に、日程第4議案第2号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局から議案の内容について説明願います。

○佐藤友人主査 それでは説明いたします。

議案書は14ページになります。

番号1、子への経営移譲のための使用貸借権の設定です。申請地は田1筆、畠1筆、面積36,889平方メートルです。

番号2、議案書は15ページです。譲渡人の所有地処分のための売買です。申請地は田1筆、面積2,839平方メートルです。

番号3、譲渡人の規模縮小のための贈与です。申請地は田1筆、面積1,951平方メートルです。

番号4、譲渡人の耕作不便による贈与です。申請地は田1筆、面積301平方メートルです。

番号5、議案書は16ページです。譲渡人の規模縮小のための売買です。申請地は畠1筆、面積499平方メートルです。

番号6、譲渡人の耕作困難による贈与です。申請地は畠1筆、面積732平方メートルです。

番号7、譲渡人の耕作困難による売買です。申請地は畠2筆、面積1,165平方メートルです。

番号8、議案書は17ページです。譲渡人の規模縮小のための売買です。申請地は田1筆、面積2,696平

方メートルです。

番号9、譲渡人の所有地処分のための売買です。申請地は田2筆、面積1,853平方メートルです。

最後に番号10、譲渡人の離農による売買です。申請地は田1筆、面積2,303平方メートルです。

以上でございます。

○議長（高橋千代恵会長） ただいまの事務局説明に関連をいたしまして、農家相談委員会、後藤嘉伸委員長から審査結果について報告願います。

○後藤嘉伸農家相談委員長 それでは、ご報告いたします。

さきの農家相談委員会において、現地写真による調査並びに書類審査の結果、全ての案件について許可相当と判断いたしました。

以上で報告を終わります。ご審議のほどよろしくお願いします。

○議長（高橋千代恵会長） ただいま事務局説明及び農家相談委員会委員長から報告がありましたが、本案についてご意見、ご質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋千代恵会長） なしの声がございますので、採決をいたします。

本案について、原案のとおり許可を与えることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋千代恵会長） 異議なしと認め、本案10件について許可を与えることに決しました。

---

### ○議案第3号

○議長（高橋千代恵会長） 次に、日程第5議案第3号農地転用事業計画変更承認申請に対する意見についてを議題といたします。

事務局から議案の内容について説明願います。

○山本万里主任主事 それではご説明いたします。

はじめに番号1、議案書の18ページ並びに地図資料の5ページをご覧ください。

当案件は令和6年3月12日付けで農地法第5条の一時転用許可を得ましたが、県の追加工事を事業承継人が受注したため、転用期間を延長するものです。

次に番号2、議案書の18ページ並びに地図資料の6ページをご覧ください。

当案件は、令和4年9月9日付で農地法第5条の一時転用許可を得ましたが、本題工事の遅延に伴い、転用期間を延長するものです。

以上でございます。

○議長（高橋千代恵会長） ただいまの事務局説明に関連をいたしまして、農地調査委員会委員長から審査結果について報告願います。

○佐々木洋農地調査委員長 それでは、ご報告いたします。

さきの農地調査委員会において、現地調査並びに書類審査を行い、慎重審議いたしました結果、承認相当なものと判断いたしました。

以上で報告を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（高橋千代恵会長） ただいま事務局説明及び農地調査委員会委員長から報告がありましたが、本案についてご意見、ご質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋千代恵会長） なしの声がございますので、採決をいたします。

本案について、原案のとおり承認相当とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋千代恵会長） 異議なしと認め、本案2件について原案のとおり承認相当の意見を付して、宮城県に進達することに決しました。

---

#### ◎議案第4号

○議長（高橋千代恵会長） 次に、日程第6議案第4号農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題といたします。

事務局から議案の内容について説明願います。

○山本万里主任主事 それではご説明いたします。

はじめに番号1、議案書の19ページ並びに地図資料の7ページをご覧ください。

農業用倉庫建築のための転用です。農地区分は、10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地のため第1種農地に該当しますが、農業用施設用地の例外規定が適用されます。

次に番号2、議案書の19ページ並びに地図資料の8ページをご覧ください。

資材置場とするための転用です。農地区分は、10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地のため第1種農地に該当しますが、集落接続の例外規定が適用されます。

以上でございます。

○議長（高橋千代恵会長） ただいま、事務局説明に関連いたしまして、農地調査委員会委員長から審査結果について報告をお願いします。

○佐々木洋農地調査委員長 それでは、ご報告いたします。

さきの農地調査委員会において、現地調査並びに書類審査を行い、許可基準に基づき審議した結果、許可相当なものと判断いたしました。

以上で報告を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（高橋千代恵会長） ただいま事務局説明及び農地調査委員会委員長から報告がありましたが、本案についてご意見、ご質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋千代恵会長） なしの声がございますので、採決をいたします。

本案について、原案のとおり許可相当とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋千代恵会長） 異議なしと認め、本案2件について原案のとおり許可相当の意見を付して、宮城県に進達することに決しました。

---

#### ◎議案第5号

○議長（高橋千代恵会長） 次に、日程第7議案第5号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題といたします。

事務局から議案の内容について説明願います。

○山本万里主任主事 それではご説明いたします。

はじめに番号1、議案書の20ページ、並びに地図資料9ページをご覧ください。

資料置場とするための転用です。農地区分は、10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地のため第1種農地に該当しますが、集落接続の例外規定が適用されます。

次に番号2、議案書は20ページ、地図資料は9ページです。資料置場とするための転用です。農地区分は、10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地のため第1種農地に該当しますが、集落接続の例外規定が適用されます。

次に番号3、議案書は20ページ、地図資料は10ページです。太陽光発電施設用地とするための転用です。農地区分は、小集団の生産性の低い農地であるため第2種農地に該当します。

次に番号4、議案書は21ページ、地図資料は11ページです。農業用施設用地とするための転用です。農地区分は、周囲を宅地に囲まれた小集団の生産性の低い農地であるため第2種農地に該当します。

次に番号5、議案書は21ページ、地図資料は12ページです。工事用仮設用地とするための一時転用です。農地区分は、小集団の生産性の低い農地であるため第2種農地に該当します。

次に番号6、議案書は21ページから22ページ、地図資料は13ページです。太陽光発電施設用地とするための転用です。農地区分は、住宅が併存する区域内にある農地のため第1種農地に該当します。

次に番号7、議案書は22ページから23ページ、地図資料は13ページです。太陽光発電施設用地とするための転用です。農地区分は、住宅が連担する区域内にある農地のため第1種農地に該当します。

以上でございます。

○議長（高橋千代恵会長） ただいま、事務局説明に関連いたしまして、農地調査委員会委員長から審査結果について報告をお願いします。

○佐々木洋農地調査委員長 それでは、ご報告いたします。

さきの農地調査委員会において、現地調査並びに書類審査を行い、許可基準に基づき審議した結果、

許可相当なものと判断いたしました。

以上で報告を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（高橋千代恵会長） ただいま事務局説明及び農地調査委員会委員長から報告がありましたが、本案についてご意見、ご質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋千代恵会長） なしの声がございますので、採決をいたします。

本案について、原案のとおり許可相当とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋千代恵会長） 異議なしと認め、本案7件について原案のとおり許可相当の意見を付して、宮城県に進達することに決しました。

---

#### ◎議案第6号

○議長（高橋千代恵会長） 次に、日程第8議案第6号旧農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についてを議題といたします。議案書は24ページから33ページになります。事務局より、議案の内容について説明をお願いします。

○菅井泰弘主任主事 それでは、ご説明いたします。

別途配布しております令和6年度農用地等利用集積計画一覧表で説明いたしますので、お手元にご利用ください。

はじめに、中間管理機構による一括方式の利用権設定については5件で15筆、合計面積は13,448平方メートルです。貸借期間はすべて10年です。10アール当たりの賃借料は水田利用で11,000円となっております。米による物納は50キログラムです。また使用貸借権の設定案件があります。

次に、所有権移転については16件で36筆、合計面積は70,755平方メートルです。10アール当たりの売買価格は水田利用で187,852円から400,000円、畠地利用で208,333円となっております。

以上でございます。

○議長（高橋千代恵会長） ただいまの事務局説明に関連いたしまして、農家相談委員会委員長から審査結果について報告をお願いします。

○後藤嘉伸農家相談委員長 それでは、ご報告いたします。

先の農家相談委員会において計画を審査したところ、受け手はいずれも耕作に必要な労働力、農機具等が備わっている認定農業者等であり、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしておりますので、本案件に係る一括方式の5件、所有権移転の16件については承認すべきものと判断いたしました。

以上で報告を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（高橋千代恵会長） ただいま、事務局説明及び農家相談委員会委員長から審査結果について

報告がありました。はじめに一括方式について審議いたします。議案書は24ページから26ページになります。ご意見、ご質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋千代恵会長） なしの声がございますので、採決いたします。

本案一括方式にかかる農用地利用集積計画について、原案のとおり承認することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋千代恵会長） 異議なしと認め、本案一括方式5件にかかる農用地利用集積計画について、原案のとおり承認することに決しました。続いて、所有権移転について審議いたします。議案書は27ページから33ページになります。ご意見、ご質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋千代恵会長） なしの声がございますので、採決をいたします。

本案所有権移転にかかる農用地利用集積計画について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋千代恵会長） 異議なしと認め、本案所有権移転16件に係る農用地利用集積計画について、原案のとおり承認することに決しました。

---

#### ○議案第7号

○議長（高橋千代恵会長） 次に、日程第9議案第7号農地利用状況調査に伴う農地、非農地の判断についてを議題といたします。事務局より、議案の内容について説明をお願いします。

○山本万里主任主事 それではご説明いたします。

本案は、農地法の運用についての第4に基づき、農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かについて、判断を求めるものであります。

今年度の農地利用状況調査の結果、B判定、再生利用が困難と見込まれる農地となり、荒廃化して山林、原野となったもの、及び昨年、今年の2年連続遊休農地A区分であり、昨年の意向調査結果が農地としての管理は難しいと回答された農地271筆です。

議案書の34ページから47ページをご覧ください。石巻全域の田140筆、畠131筆、面積合計219,623平方メートルです。判断を求めるにあたり、農地調査委員会において航空写真による確認を実施しました。

その結果、山林、原野化し、農地に復元するための物理的条件整備が著しく困難なもの、また周囲の状況から見てその土地を復元しても継続して利用することが出来ないと見込まれることから、農地には該当しないと想料するものであります。今回、非農地と判断されたものについては、対象地の所

有者186名に、また、県、市及び法務局に対して、対象地は農地に該当しない旨を通知し、登記地目の変更を促すとともに、対象地を農地台帳から削除することになります。

なお、議案提出にあたり、本来であれば位置図を添付するところですが、筆数が多いこと及び広範囲であることから、議案書に添付することが出来ませんでした。確認のための資料として公図を重ねた航空写真を会場外に用意しておりますので、後程ご確認ください。

以上の説明となります。

○議長（高橋千代恵会長） ただいま、事務局説明に関連いたしまして、農地調査委員会委員長から審査結果について報告をお願いします。

○佐々木洋農地調査委員長 それでは、ご報告いたします。

さきの農地調査委員会において、事務局から説明を受け、利用状況調査等の結果を踏まえ、航空写真を用いて一筆ごとに確認を行いました。農地法の運用について、第4の判断基準に基づき審議した結果、非農地とすることが相当なものと判断いたしました。

以上で報告を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（高橋千代恵会長） それでは議案精査に入ります。会場の外に航空写真を用意しております。ただいまの時刻は午後2時8分でございますので、議案の精査は5分程度とし、午後2時15分までに終えるようお願いいたします。それでは、会場外にて議案精査をお願いいたします。

〔会場外で各自議案精査〕

○議長（高橋千代恵会長） それでは会議を再開します。

ただいま精査頂きました本案について、ご意見、ご質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋千代恵会長） なしの声がございますので、採決をいたします。

本案について、全て非農地と判断することで、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋千代恵会長） 異議なしと認め、本案271件について、全て非農地と判断することと決しました。

---

## ○閉 会

○議長（高橋千代恵会長） 以上で今定例総会に付議された案件は全て審議が終了いたしました。

これをもちまして、令和6年度第9回石巻市農業委員会定例総会にかかる議事を終了いたします。

午後2時16分 閉会